

保険証廃止以降の取り扱いに関するQ & A

従来の保険証について

Q1：従来の保険証の取り扱いはどうなりますか？

A1：従来の保険証については国の法令により令和6年12月2日に廃止となり、新規・再発行を終了します。現在お持ちの保険証については、記載の有効期限までご利用いただけます。
保険証の有効期限は『令和7年7月31日』です。それまでに75歳の誕生日を迎えられる方は、誕生日の前日までが有効期限になります。

Q2：保険証を再発行してほしい。

A2：令和6年12月2日以降、破損や紛失が理由であっても、保険証の再発行は行われません。
マイナ保険証もしくは「資格確認書」をご利用ください。

Q3：保険証の記載事項に変更があったときはどうなりますか？

A3：令和6年12月2日以降は、保険証の有効期間が残っていたとしても保険証は発行されません。
「住所氏名変更届」をご提出していただき、状況に応じて「資格確認書」もしくは「資格情報のお知らせ」を発行いたします。

マイナ保険証について

Q1：マイナンバーカードを持っていませんが、医師国保で発行できますか？

A1：島根県医師国民健康保険組合ではマイナンバーカードの発行はできません。
マイナンバーカードの発行に関してはマイナンバー総合フリーダイヤル（0120-95-0178）もしくはお住まいの市町村にてご確認ください。

Q2：健康保険証利用登録を行うにはどうすればいいですか？

A2：下記①～③のいずれかの方法で利用登録が行えます。
①医療機関・薬局の受付（カードリーダー）にて登録
②パソコンもしくはスマートフォンにて「マイナポータル」より登録
③セブン銀行ATMにて登録

Q3：健康保険証利用登録を行ったか分かりません。どうすれば確認できますか？

A3：「マイナポータル」にて保険証の利用登録状況の確認を行えます。

Q4：氏名・住所が変更になりました。マイナンバーカードの方は変更手続きを行いましたが、マイナ保険証の氏名・住所が以前のままになっています。自動で変更されないのでしょうか？

A4：マイナンバーカードの氏名・住所を変更しても本組合の登録情報は自動で変更されません。
氏名・住所を変更した場合は今までどおり当組合へ「住所氏名変更届」のご提出をお願いいたします。

す。登録情報の変更後「資格情報のお知らせ」を交付いたします。

Q5：マイナ保険証の利用登録を解除したいのですが、どうすればよいですか？

A5：当組合へ「マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書」をご提出ください。利用登録解除を当組合へ申し出された方には、資格確認書を発行いたします。

なお、利用登録解除には1～2ヶ月程度の時間がかかります。利用登録の解除が完了したか否かについてはマイナポータルにてご確認ください。

資格確認書について

Q1：「資格確認書」とは何ですか？

A1：「資格確認書」とは当組合の被保険者情報を記載したもので、従来の保険証同様、氏名、生年月日、性別、資格取得日、交付日等が記載されています。令和6年12月2日以降、保険証の代わりにマイナ保険証をお持ちでない方（有効期間内の当組合保険証をお持ちの方は除く）に対して当組合より交付されますので、受診時はこの確認書をご利用ください。

Q2：「資格確認書」に記載されている内容に変更があった場合はどうすればよいですか？

A2：氏名・住所等を変更した場合は、従来と同様に当組合へ「住所氏名変更届」のご提出をお願いいたします。新しい「資格確認書」を交付いたします。

Q3：マイナ保険証を保有していますが、「資格確認書」を交付してもらえますか？

A3：マイナンバーカードを紛失する等特別な事情がない限り、マイナ保険証をお持ちの方には「資格確認書」は交付されません。

Q4：「資格確認書」を持っていますが、マイナンバーカードの健康保険証利用登録を行いました。手元にある「資格確認書」はどうしたらよいですか？

A4：国からの情報に基づき、マイナ保険証が使用可能であると当組合が確認した時点で「資格情報のお知らせ」を交付いたしますので、届きましたらお手元にある「資格確認書」についてはご自身で破棄してください。

資格情報のお知らせについて

Q1：「資格情報のお知らせ」とは何ですか？

A1：「資格情報のお知らせ」とは、当組合に登録されている資格情報を確認するための書類です。医療機関等の窓口にて、マイナ保険証が読み取りできない等の不具合が発生した場合や、マイナ保険証に対応していない場合は、この「資格情報のお知らせ」をマイナンバーカードとともに提示することで保険給付が受けられます。

※マイナポータルの資格情報画面をマイナンバーカードと共に提示する方法でも保険給付を受け

られます。

Q2：「資格情報のお知らせ」のみで医療機関を受診できますか？

A2：「資格情報のお知らせ」のみでは医療機関を受診することはできません。機器トラブル等によりマイナ保険証が読み取りできないような例外的な場合に、マイナンバーカードと一緒に本用紙を提示することで保険給付を受けることができます。
通常はマイナ保険証にて受診してください。

Q3：「資格情報のお知らせ」に記載されている内容に変更があった場合はどうすればよいですか？

A3：氏名・住所等を変更した場合は、従来と同様に当組合へ「住所氏名変更届」のご提出をお願いいたします。新しい「資格情報のお知らせ」を交付いたします。届出をいただかないと、マイナ保険証の情報も変更されません。
古い「資格情報のお知らせ」はご自身で破棄してください。